

災害時地区連絡所初動マニュアル

(令和4年度)

湖 南 市

目 次

1	地区連絡所の設置	1
1-1	地区連絡所の役割	1
1-2	地区連絡所の設置基準	1
1-3	地区連絡所の設置場所	2
2	地区連絡所の組織体制	3
2-1	組織体制	3
2-2	班員の動員	3
2-3	長期化への対応	4
3	地区連絡所の開設手順	5
3-1	施設の安全確認	6
3-2	地域の被害状況の報告（第一報）	6
3-3	地区連絡所の開設	6
3-4	市本部（市役所）との情報伝達手段	7
4	地区連絡所における応急対策活動	8
4-1	被害状況調査および報告	8
4-2	避難所の開設と住民の避難誘導	8
4-3	救護所の開設と救援活動	10
4-4	広報活動	10
4-5	その他	11

様式・資料集

1 地区連絡所の設置

1-1 地区連絡所の役割

市域内で大規模な災害が発生した場合、災害発生直後から事態が落ち着いてきた段階までの期間の情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

地区連絡所の役割は、次の通りとする。

【地区連絡所の役割】

- ① 災害状況、被害状況等の情報収集を行う。
- ② 災害対策本部（以下、市本部という。）等との連絡調整を行う。
- ③ 避難所としての避難者の受入れを行う（被害が限定的で、避難者数が少ない場合）。
- ④ 負傷者の手当て、搬送等救護活動を行う。
- ⑤ 住民に対する広報活動を行う。
- ⑥ 避難所から開設報告を受け、市本部へ伝達する。
- ⑦ その他、市本部の指示する事項を行う。

1-2 地区連絡所の設置基準

地区連絡所の設置基準は次の通りとする。

【地区連絡所の設置基準】

- ① 地震災害の場合
市内で震度5弱以上の地震が観測され、同時多発的な地震災害等が発生したとき。
- ② 風水害等の場合
災害警戒本部または災害対策本部が設置され、かつ災害による被害の大きい地区があるとき、もしくは被害が発生するおそれがあるとき、本部長の判断により、当該地区を管轄する地区連絡所を設置する。

なお、地区連絡所の設置から一定時間が経過し、事態が落ち着いてきた段階において（原則として災害発生から数日間）、本部長の判断により廃止し、避難所支援班（救護所が設置されている場合は、医療救護班）への引継を行う。

1-3 地区連絡所の設置場所

地区連絡所は、各小学校に1箇所（菩提寺・菩提寺北小学校区は、2校区で1箇所）設置する。各小学校区における地区連絡所は、次の通りとする。ただし、破損等の被害を受け、地区連絡所として使用不可能と判断される場合は、第2順位の場所に設置する。

【地区連絡所設置場所】

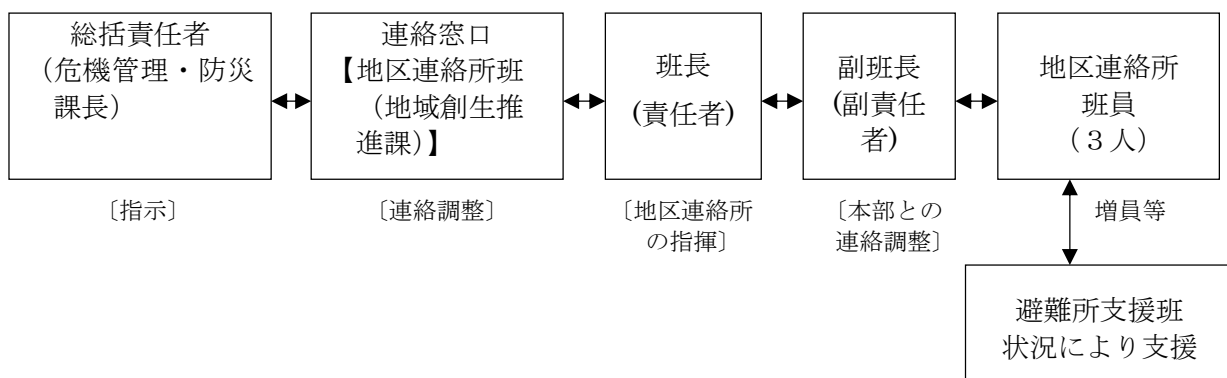
地区連絡所名称	管轄区域	第1順位	電話番号	第2順位	電話番号
三雲地区連絡所	三雲東小学校区	三雲まちづくりセンター	72-4532	三雲東小学校	72-4616
柑子袋地区連絡所	三雲小学校区	柑子袋まちづくりセンター	71-2560	三雲小学校	72-0025
石部地区連絡所	石部小学校区	石部防災センター	77-8824	石部小学校	77-2030
石部南地区連絡所	石部南小学校区	石部南まちづくりセンター	77-2535	石部南小学校	77-2250
菩提寺地区連絡所	菩提寺小学校区 菩提寺北小学校区	菩提寺まちづくりセンター	74-3471	菩提寺小学校	74-1755
岩根地区連絡所	岩根小学校区	岩根まちづくりセンター	72-7871	岩根小学校	72-1500
下田地区連絡所	下田小学校区	下田まちづくりセンター	75-0011	下田小学校	75-0004
水戸地区連絡所	水戸小学校区	市民学習交流センター	75-8190	水戸小学校	75-2640

2 地区連絡所の組織体制

2-1 組織体制

地区連絡所での任務は、市長があらかじめ任命した地区連絡所班員（各連絡所周辺に居住する職員を基本とする。なお、要員については、定期的にその状況を確認するものとする。）をもって行う。地区連絡所の責任者は平素からそれぞれの施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設内の設備について熟知しておく。

【地区連絡所組織体制】



なお、災害対策本部設置後は状況により避難所支援班をはじめとして増員を図り、特に被害の大きい地区には現地対策本部を設置するものとする。

資料② 地区連絡所班員名簿

2-2 班員の動員

班員の動員は、勤務時間内および勤務時間外・休日等で以下に示すとおり行う。

① 勤務時間内の動員

勤務時間内に災害が発生し、地区連絡所の設置が決定された場合、総括班長（危機管理・防災課長）は、湖南省メール配信サービスおよび庁内放送、各課の内線電話、口頭により、該当職員へ伝達する。

② 勤務時間外および休日等における動員

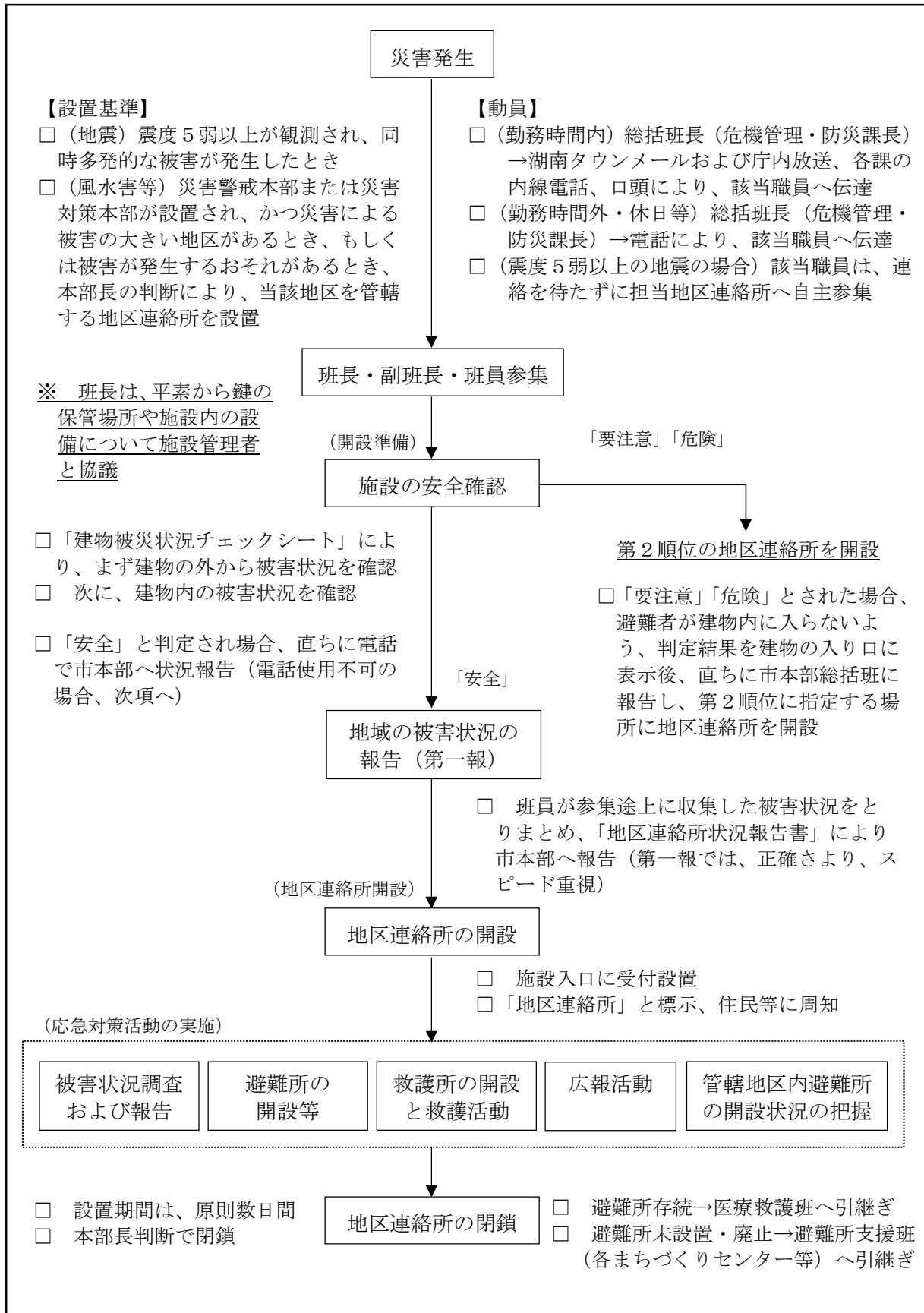
勤務時間および休日等の場合は、湖南省メール配信サービスにより伝達するほか、総括班長（危機管理・防災課長）から、電話により該当職員へ伝達する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、該当職員は、連絡を待たずに担当地区連絡所へ自主参集する。

2-3 長期化への対応

班員の配置に当たっては、長期化を想定した要員交代制をとるものとし、各担当部署で体制を決定し、職員を派遣するものとする。

3 地区連絡所の開設手順



3-1 施設の安全確認

地区連絡所班員は、参集後、施設の安全確認を行う。ただし、地震以外の災害等の場合で、二次災害のおそれがないと判断される場合には、速やかに地区連絡所を開設する。

- ① 施設の外回りの被害状況を確認する。
参集した職員は、施設建物の外回りを一周し、内外の被害状況を確認する。
- ② 安全を確認したのち、施設内に入る。
施設内の被害状況および安全確認を行う。

様式① 建物被災状況チェックシート（鉄筋コンクリート造等用）

- ③ 事務所に入室すれば、直ちに電話で市本部へ状況報告を行う。

※ 報告例 『●●●地区連絡所班員●名現着。ただ今から地区連絡所開設準備にかかります。』

この報告によって、電話での情報伝達が可能であることを確認する。なお、電話が使用不可の場合は、次項の地域の被害状況の報告と合わせて、防災行政無線等その他の通信手段により報告する。

- ④ 安全確認の結果、「危険」あるいは「要注意」とされた場合
避難者が建物内に入らないよう、判定結果を建物の入り口に表示する。
その後、直ちに市本部総括班に報告し、第2順位に指定する場所に地区連絡所の開設を行う。

3-2 地域の被害状況の報告（第一報）

班員同士で参集途上における地域の被害状況を確認し合い、被害を確認した場合には直ちに市本部へ報告する。

様式② 地区連絡所状況報告書

3-3 地区連絡所の開設

- ① 受付（窓口）を設ける。
地域との情報交換や住民が避難してきた場合のため、施設入口付近に受付を設ける。
- ② 施設入口に「地区連絡所」の標示を行う。
入口付近に「地区連絡所」と標示し、住民等に地区連絡所開設を周知する。
- ③ 備品等の準備
災害時に速やかに開設できるよう、地区連絡所開設セット（筆記用具、紙、ハサミ、ガムテープ、様式類等）を事前に準備しておく。
- ④ ハザードマップの準備
必要に応じて、各地区連絡所に配備しているハザードマップを準備する。

資料⑤ 防災マップの保管場所

3-4 市本部（市役所）との情報伝達手段

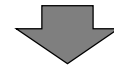
地区連絡所と市本部との情報伝達は次のとおり行う。各地区連絡所は、次のいずれかへ連絡を行うものとする。

【有線電話】

地区連絡所名称	場 所
三雲地区連絡所	三雲まちづくりセンター
柑子袋地区連絡所	柑子袋まちづくりセンター
石部地区連絡所	石部防災センター
石部南地区連絡所	石部南まちづくりセンター
菩提寺地区連絡所	菩提寺まちづくりセンター
岩 d 根地区連絡所	岩根まちづくりセンター
下田地区連絡所	下田まちづくりセンター
水戸地区連絡所	市民学習交流センター



市本部連絡先	
地域創生推進課	71-2315



市本部総括班	
危機管理・防災課	71-2311

【FAX】 72-2000（地域創生推進課）

【併設または付近の防災行政無線屋外拡声子局（送信可能局）の利用による連絡】

地区連絡所名称	場 所	近隣の防災行政無線	内線番号
三雲地区連絡所	三雲まちづくりセンター	三雲まちづくりセンター	2052
柑子袋地区連絡所	柑子袋まちづくりセンター	柑子袋まちづくりセンター	2065
石部地区連絡所	石部防災センター	西庁舎	【外】77-8824
石部南地区連絡所	石部南まちづくりセンター	阿星あかつき保育園	2070
菩提寺地区連絡所	菩提寺まちづくりセンター	菩提寺まちづくりセンター	2032
岩根地区連絡所	岩根まちづくりセンター	岩根まちづくりセンター	2023
下田地区連絡所	下田まちづくりセンター	下田まちづくりセンター	2004
水戸地区連絡所	市民学習交流センター	市民学習交流センター	2011

東庁舎 危機管理・防災課 1203、土木建設課 1204、上下水道事業所 1205

【伝令の派遣】

通信施設が不通の場合、市本部まで、または通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車などによる）を派遣するなどして報告する。

4 地区連絡所における応急対策活動

地区連絡所班員は、各地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の応急対策活動にあたる。

4-1 被害状況調査および報告

各管轄区域の被害状況の収集に努め、被害を確認した場合には直ちに市本部まで報告（随時報告）することとする。

また、市本部から定時的に状況報告（定時報告）を求めることがある。

様式② 地区連絡所状況報告書

4-2 避難所の開設と住民の避難誘導

（1）避難所の開設

甚大な被害が発生している場合、または発生するおそれがある場合には、地域住民が避難してくる可能性がある。その場合には大ホール等に避難所を開設し、受付を施設の出入口付近に設ける。

住民が避難してきた場合には、「避難者一覧表」により受付を行い、落ち着いた段階で、「避難者名簿」の記入を依頼する。

避難所を開設した場合は、「避難所開設報告」により、直ちに市本部へその旨を報告する。

避難所の開設～災害発生後 24 時間程度までの運営の流れは、次頁に示す通りとする。なお、2 日目以降は、原則として避難者による自主運営とし、その場合の運営は、「避難所運営マニュアル」により行う。

様式③ 避難者一覧表

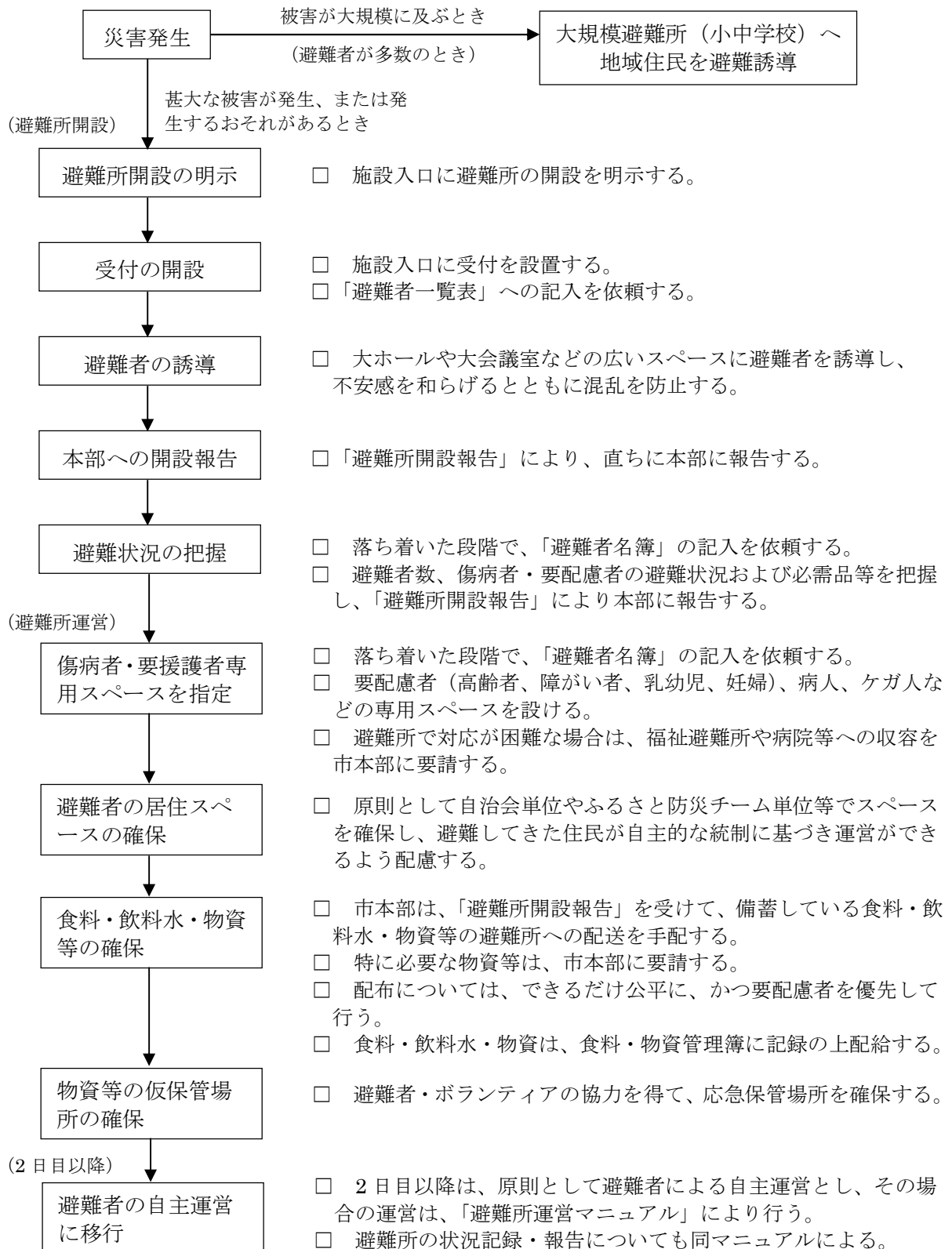
様式④ 避難者名簿

様式⑤ 避難所開設報告

（2）住民の避難誘導

被害が大規模に及ぶときには、多人数を収容できる小中学校を避難所として開設するため、そのときには住民の避難誘導を行うこととする（この場合の避難所開設手順は、「避難所運営マニュアル」による）。

【地区連絡所における避難所の開設～災害発生後 24 時間程度までの運営の流れ】



- 様式③ 避難者一覧表
- 様式④ 避難者名簿
- 様式⑤ 避難所開設報告
- 様式⑥ 食料・物資管理簿

(3) 要配慮者への対応

障がい者や高齢者等の要配慮者の人は、災害による生活環境の変化に対応することが困難になる場合も多く予想されることから、特段の配慮が必要となる。そこで、「避難者一覧表」や「避難者名簿」において、「配慮が必要」と申告された人に対しては、次のような対応を行う。

- ① 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等を優先して、和室や空調施設のある部屋等に割り当てる。
- ② 避難所運営の際には、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて避難所のスペースや支援物資等を割り当てたり、少しでも過ごしやすい環境をつくるなど、要配慮者へ配慮する。
- ③ 市本部は、避難行動要支援者支援チームを組織し、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、要配慮者への対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。
- ④ 避難所では対応が困難と判断された場合、福祉避難所や設備のある福祉施設、または病院への収容等を行うこととし、市本部へ搬送を要請する。

資料③ 要配慮者の特性に応じた配慮

4-3 救護所の開設と救援活動

避難してくる地域住民の中には負傷者が含まれる可能性もある。その場合に備え、施設内に救護所を開設し、応急措置を講じるとともに、応援を市本部に要請する。

また、被害の状況に応じ、医療救護班が被災地付近の小学校を医療救護地区拠点として救護所を開設する。

なお、地区避難所には、応急手当セットや応急救護医薬品の計画的な備蓄を進める。

資料④ 応急手当セット・応急救護医薬品一覧（参考例）

4-4 広報活動

市本部から伝達される情報を地域住民に正確かつ迅速に提供するための広報活動を行う。

広報手段は、次の通りとする。

- ① 自主防災組織、区・自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- ② オートバイ、自転車、徒歩による周知
- ③ 地区連絡所入り口付近の見やすい場所に掲示板を設置する。
- ④ その他の有効な伝達手段

また、適切な応急対策活動を行うため、自主防災組織、区・自治会等からの要望を受け付けるほか、必要に応じて相談窓口を設置する。

4-5 その他

① 災害救援（ベンダー）自販機の利用

災害時には使用可能となっており、必要に応じて災害救援（ベンダー）自販機を利用して、避難者に飲物を提供する。

② 防災倉庫の備品の利用

防災倉庫の維持管理（カギの保管を含む）は、地域で行うことを基本とする。

資料⑥ カギの保管場所

様式・資料集

【様式】

様式①（その１）建物被災状況チェックシート（鉄筋コンクリート造等用）

様式② 地区連絡所状況報告書

様式③（その１）避難者一覧表（避難所入所者用）

様式③（その２）避難者一覧表（避難所以外の避難者用）

様式④（その１）避難者名簿（避難所入所者用）

様式④（その２）避難者名簿（避難所以外の避難者用）

様式⑤ 避難所開設報告

様式⑥ 食料・物資管理簿

【資料】

資料① 避難・防災拠点施設

資料② 地区連絡所班員名簿

資料③ 要配慮者の特性に応じた配慮

資料④ 応急手当セット・応急救護医薬品一覧（参考例）

資料⑤ 防災マップの保管場所

資料⑥ カギの保管場所

様式①

建物被災状況チェックシート（鉄筋コンクリート造等用）

（手順）

- ① 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、BまたはCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- ② 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
- ③ このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、市災害対策本部へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

地区連絡所名： _____

点検実施者名： _____

点検実施日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

建物の外から見て、次の質問の該当するところに○を付けてください。

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物の倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 沈下した C ひどく沈下した
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ないまたは髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)

建物の中に入り、次の質問の該当するところに○を付けてください。

7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ないまたは髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 ガスが漏れている匂いがしますか？	A いいえ C ガスの匂いがする (Bの回答はありません)

【判断基準】

- ① Cの答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、第2順位の地区連絡所候補施設への移動等、必要な対応を検討します。

- ② Bの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、市災害対策本部へ連絡し、第2順位の地区連絡所候補施設への移動、または専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

- ③ Aのみの場合

危険箇所には注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、市災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けてください。

様式②

FAX 送信先：地区連絡所班（地域創生推進課）：0748-72-2000

第__報

地区連絡所状況報告書

地区連絡所名		報 告 日 時	月 日 時 分
送 信 者 名		市本部受信者名	

地区連絡所の状況			
建物安全確認結果	安全 ・ 要注意 ・ 危険 ・ 第二候補施設へ移動		
地 区 連 絡 所	開 設 日 時	月 日 時 分	
	閉 鎖 日 時	月 日 時 分	
避 難 所 開 設	開設準備中 ・ 開設 ・ 未開設		
救 護 所 開 設	開設準備中 ・ 開設 ・ 未開設		
緊急を要する事項等（具体的に箇条書き）			
.....			
.....			
.....			
.....			

管轄地区内の被害状況 ※わかる範囲の概数でよい。	
人 的 被 害	死者（約 人）・行方不明者（約 人）・重傷者（約 人）
住 家 被 害	全 壊（約 棟） ・ 半 壊（約 棟） ・
	床上浸水（約 棟） ・ 床下浸水（約 棟） ・ 不明
火 災 発 生	建 物（約 件） ・ 危険物施設（約 件） ・ 不明
土 砂 崩 れ	なし ・ あり（約 箇所） ・ 要警戒（約 箇所） ・ 不明
ライフライン	断水 ・ 停電 ・ 電話不通 ・ ガス停止
道 路 状 況	通行可 ・ 通行不可（約 箇所） ・ 渋滞発生
緊急を要する事項等（具体的に箇条書き）	
.....	
.....	
.....	
.....	

参集した班員	
参集した施設 管理者	

様式③（その2）

避難者一覧表（避難所以外の避難者用）

【名称： 】

番号	世帯区分※1	氏名	住所	性別	年齢	避難状態※2	要配慮事項※3	情報公開※4	名簿番号	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

◎市担当者は、避難所以外で避難している人が記入した「避難者名簿（避難所入所者以外の避難者用）」を取りまとめ、この表を作成してください。

（記入にあたって）

- ※1 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに「実線」で区切ります。
- ※2 避難状態は「避難者名簿（避難所入所者以外用）」と同様に次の区分とし、記号で記入します。
ア. テント / イ. 車 / ウ. 在宅避難者 / エ. その他
- ※3 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。病気や障害等特別の配慮が必要である人、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要な人、アレルギーのある人など、その概要を記入（詳細は、「避難者名簿（避難所入所者以外の避難者用）」に記入してもらう。）外国人の場合は、国籍・パスポートNo.・言語・日本語(○、△、×)等を記入します。
- ※4 名簿の公開を同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」と記入します。

様式④（その1）

避難者名簿（避難所入所者用）

（避難所名： ）

番号：

①	世帯代表者名 <small>ふりがな</small>	電話					
	住 所						
②	入所年月日	年 月 日	所属自治会名				
	家 族 ※ここに避難した人だけ書いて下さい。	<small>ふりがな</small> 氏 名	性別	年齢	要配慮※	備考	
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
	※配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入して下さい。						
要 配 慮 内 容	(病気や障害等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入ください。)						
親 族 等 の 連 絡 先	住所 氏名 電話						
家屋被害状況	1 全壊 2 全焼 3 半壊 4 半焼 5 一部損壊 6 流出 7 床上浸水 8 床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通						
特 技 ・ 資 格	(特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。)						
	特技・資格の内容			氏名			
③	安否確認など他からの問い合わせに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？			良い・良くない			
④	退所年月日	年 月 日					
	転 出 先	住所 氏名 電話					

※この名簿は、世帯代表の方が記入し、避難所運営委員会へお渡しください。

【避難者の方へ】

- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに避難所運営委員会総務班に申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問い合わせに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

様式④（その2）

避難者名簿（避難所以外の避難者用）

（自治会名： ）

番号：

①	世帯代表者名				電話			
	住所							
②	入所年月日	年	月	日	所属自治会名			
	家族	氏名	避難状況※1		性別	年齢	要配慮※2	備考
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
<p>※1：ア テント、イ 車、ウ 在宅避難者、エ その他 ※2：配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入して下さい。</p>								
要配慮内容	(病気や障害等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入ください。)							
親族等の連絡先	住所 氏名 電話							
家屋被害状況	1全壊 2全焼 3半壊 4半焼 5一部損壊 6流出 7床上浸水 8床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通							
特技・資格	(特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。) 特技・資格の内容 氏名							
③	安否確認など他からの問い合わせに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？				良い ・ 良くない			
④	移転年月日	年	月	日				
	移転先	住所 氏名 電話						

※この名簿は、世帯代表の方が記入し、最寄りの避難所の市担当者へお渡してください。

【避難所以外に避難している方へ】

- ・この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所生活と同等の食料・物資などの支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに避難所の市担当者へ申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問い合わせに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

様式⑤

避難所開設報告

記入した時間	時 分	記入した人	
--------	-----	-------	--

避難所名		開設日時	月 日 時 分
避難者数・世帯数	約 _____ 人	約 _____ 世帯	
施設の被害状況	通信施設	(電話)	使用可 ・ 使用不可
		(F A X)	使用可 ・ 使用不可
		(インターネット)	使用可 ・ 使用不可
	ライフライン施設	(水道)	使用可 ・ 使用不可
		(電気)	使用可 ・ 使用不可
		(ガス)	使用可 ・ 使用不可
	トイレ		使用可 ・ 使用不可

※緊急を要する事項（具体的に記述してください。）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式⑥

食料・物資管理簿

(避難所名 :)

品名				サイズなど			
年月日	受入先	払出先	受入数	払出数	残数	確認者	備考

資料①

避難・防災拠点施設

拠点名称	施設名称	所在地	電話番号
情報通信拠点	市役所東庁舎	中央 1-1	72-1290
情報通信地区拠点 (避難収容施設)	三雲まちづくりセンター	三雲 1186	72-4532
	柑子袋まちづくりセンター	柑子袋 860-1	71-2560
	石部防災センター	石部中央 4-1-7	77-8824
	石部南まちづくりセンター	石部南 3-5-1	77-2535
	菩提寺まちづくりセンター	菩提寺西 4-2-12	74-3471
	岩根まちづくりセンター	岩根 1155-1	72-7871
	下田まちづくりセンター	下田 1515	75-4491
	市民学習交流センター	西峰町 1-1	75-8190
医療救護拠点	保健センター	夏見 588	72-4008
	石部診療所	石部東 5-3-1	77-4100
医療救護地区拠点 (避難収容施設)	三雲東小学校	三雲 3100	72-4616
	三雲小学校	夏見 1857	72-0025
	石部小学校	石部中央 2-3-1	77-2030
	石部南小学校	丸山 1-1-1	77-2250
	岩根小学校	岩根 3791	72-1500
	菩提寺小学校	菩提寺 1583-270	74-3881
	菩提寺北小学校	菩提寺 328	74-3881
	下田小学校	下田 2784	75-0004
	水戸小学校	水戸町 31-1	75-2640
輸送拠点 (一部避難収容施設)	総合体育館	夏見 589	72-4990
	甲西北中学校	正福寺 28-1	72-2680
	市民グラウンド	高松町 7	75-0230
	県立石部高校グラウンド	丸山 2-3-1	77-0311
食料供給拠点	石部中学校給食室	宝来坂 4-3-1	77-3781

拠点名称	施設名称	所在地	電話番号
避難収容施設	みくも地域人権福祉市民交流センター	三雲 1186	72-3166
	甲西中学校	針 284	72-1138
	夏見会館	夏見 1505	72-3083
	石部コミュニティセンター	石部東 7-6-1	77-4559
	石部老人福祉センター	石部中央 1-1-6	77-5045
	石部軽運動場	石部中央 1-1-5	77-7040
	石部こども園	石部中央 3-9-20	77-2073
	いしべ交流センター	石部西 2-12-6	77-2972
	京進のようちえん HOPPA 石部	宮の森 1-1-1	77-4557
	石部中学校	宝来坂 4-3-1	77-3781
	京進のようちえん HOPPA 石部南	丸山 1-1-2	77-0007
	阿星あかつき保育園	石部南 5-1-1	77-2950
	じゅらくの里 (福祉パーク館)	東寺 4-4-1	77-0041
	日枝中学校	岩根 499-351	75-1158
市民産業交流施設 (ここびあ)	家姉 4528 番地 1	75-5552	
ボランティア拠点	社会福祉センター	中央 1-1	72-4102

資料②

地区連絡所班員名簿

年 月 日現在

地区連絡所名称	役割	所属・役職	氏名	電話番号 携帯番号	メールアドレス
三雲地区連絡所 (三雲まちづくり センター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				
柑子袋地区連絡所 (柑子袋まちづく りセンター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				
石部地区連絡所 (石部防災センタ ー)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				
石部南地区連絡所 (石部南まちづく りセンター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				

地区連絡所名称	役割	所属・役職	氏名	電話番号 携帯番号	メールアドレス
菩提寺地区連絡所 (菩提寺まちづくりセンター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				
岩根地区連絡所 (岩根まちづくりセンター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				
下田地区連絡所 (下田まちづくりセンター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				
水戸地区連絡所 (市民学習交流センター)	班長				
	副班長				
	班員				
	〃				
	〃				

資料③

要配慮者の特性に応じた配慮

対象者	配慮事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ○ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。 ○ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ○ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障がい者 音声言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ○ 手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすが通れる通路を確保する。
内部障がい者 (難病患者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ○ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○ 人工肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立してしまうことがないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ○ 精神科医師等との連絡や、向精神薬等の入手に配慮する。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ○ 退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ○ 乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語で伝えられる情報が十分理解できない場合があるため、通訳ボランティア等を派遣する。 ○ 医療機関において診療を受ける場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供するよう配慮する。

資料④

応急手当セット・応急救護医薬品一覧（参考例）

出典：三鷹市地域防災計画

【応急手当セット】

品名	規格	数量
三角巾	特大	20
呉氏副木セット		2
滅菌カットガーゼ	S・6枚入	2
〃	M・5枚入	2
〃	L・4枚入	2
アルミック救急シート		10
ディスポ手袋	M・100枚入	1
〃	L・100枚入	1
防水ワンタッチパッド	S・6枚入	3
〃	M・5枚入	3
〃	L・4枚入	3
眼帯セット		2
網包帯	足首・膝用	3
〃	手先・肘用	3
〃	頭・大腿用	3
ショードックハンディー		5
収納ケース		1

【応急救護医薬品】

品名	規格	数量
パブロンSゴールド錠	45錠	1
宇津コドモかぜ薬C	14包	1
第一三共胃腸薬〔錠剤〕	50錠	1
ワカ末錠	50錠	1
新ビオフェルミンS細粒部外	45g	1
マキロンS	75ml	1
ポボンS	60錠	1
イソジンうがい薬	50ml	1
Cキューブアクアチャージi	13ml	1
パテックスぺたんシップ	12枚	1
バファリンA	20錠	1
バファリンCⅡ小児	16錠	1
ムヒアルファS	15g	1
バンドエイド肌色	25枚	1
ガーゼマスク	12枚重	5
イチジク浣腸30	30g×2	2
イチジク浣腸10	10g×4	1
FCガーゼ	1m	2
FC伸縮包帯M手首・腕		2
ホワイトテープ	12mm×9m	1
FC脱脂綿	50g	1

資料⑤

防災マップの保管場所

地区連絡所名称	場 所	保管場所	備考
三雲地区連絡所	三雲まちづくりセンター		
柑子袋地区連絡所	柑子袋まちづくりセンター		
石部地区連絡所	石部防災センター		
石部南地区連絡所	石部南まちづくりセンター		
菩提寺地区連絡所	菩提寺まちづくりセンター		
岩根地区連絡所	岩根まちづくりセンター		
下田地区連絡所	下田まちづくりセンター		
水戸地区連絡所	市民学習交流センター		

資料⑥

カギの保管場所

地区連絡所名称	第1順位	カギ保管場所	備考
三雲地区連絡所	三雲まちづくりセンター		
柑子袋地区連絡所	柑子袋まちづくりセンター		
石部地区連絡所	石部防災センター		
石部南地区連絡所	石部南まちづくりセンター		
菩提寺地区連絡所	菩提寺まちづくりセンター		
岩根地区連絡所	岩根まちづくりセンター		
下田地区連絡所	下田まちづくりセンター		
水戸地区連絡所	市民学習交流センター		

地区連絡所名称	第2順位	カギ保管場所	備考
三雲地区連絡所	三雲東小学校		
柑子袋地区連絡所	三雲小学校		
石部地区連絡所	石部小学校		
石部南地区連絡所	石部南小学校		
菩提寺地区連絡所	菩提寺小学校		
岩根地区連絡所	岩根小学校		
下田地区連絡所	下田小学校		
水戸地区連絡所	水戸小学校		